

神崎市郡在宅医療・介護連携情報共有 ICT システム運用方針

令和3年11月1日
(一社) 神崎市郡医師会

1. 趣旨

本方針は、神崎市郡在宅医療・介護連携情報共有 ICT システム（カナミックシステム）（以下「ICT システム」という。）を利用して、利用者（患者）等の情報を共有するため必要な事項を定めるものとする。

2. ICT システムの管理権限

ICT システムの管理者は、神崎市及び吉野ヶ里町から委託を受けた（一社）神崎市郡医師会が設置する神崎市郡在宅医療・介護連携支援センター（以下「支援センター」という。）とし、株式会社カナミックネットワークとの契約の下、ICT システムの利用に係る管理権限を有する。

3. ICT システムの利用の対象となる利用者（患者）

(1) 医療機関と介護事業所が連携して、在宅医療・介護サービスを提供する必要がある利用者（患者）で、以下の両方の条件を満たすものを対象とする。

① ICT システムの利用について、利用者（患者）が同意し、同意書が提出されること。

② 利用者（患者）の在宅サービスを担当する医師又はケアマネージャー等から、利用者（患者）部屋の作成に係る申請書が提出されること。

(2) 要介護度や疾患名等で一律に基準を設けることはしないが、ICT システムによる情報共有が必要で効果的と考えられる者として、以下のような状況で在宅医療・介護サービスを受ける高齢者等（介護保険の第2号被保険者を含む）を想定する。

- 医療機関から退院し、在宅において回復過程にある高齢者
- 末期がん等によりターミナルケアを行う高齢者
- 在宅でサービスを受ける認知症高齢者
- ストーマケア等の丁寧な医療ケアが必要な高齢者
- 神経難病の高齢者 等

4. ICT システムで取扱う情報

ICT システムにより、医療機関、介護事業所及び ICT システムでの情報共有に参加する担当者（以下「参加者」という。）で共有する主な情報は下記のとおりとする。

- ・利用者（患者）の氏名、性別、生年月日、年齢、住所、電話番号
- ・ご家族の氏名、連絡先（電話番号・FAX 番号等）
- ・病歴、病名、検査情報、使用している薬剤
- ・日々の健康状態や病状に関する情報、皮膚病変、褥瘡等の身体画像
- ・紹介元病院、再入院希望病院、医療保険、介護保険に付随する情報（マイナンバーの情報を除く）
- ・災害時等の利用者（患者）の安否に関する情報 等

5. 利用者（患者）に関する個人情報の適切な管理

(1) 支援センターは、個人情報保護法、神崎市及び吉野ヶ里町個人情報保護条例、厚生労働省の「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等の諸規定を遵守し、ICT システム上の利用者（患者）等に関する個人情報を適切に管理するものとする。

(2) ICT システムを利用する医療機関、介護事業所及びその参加者は、個人情報保護法、神崎市及び吉野ヶ里町個人情報保護条例、厚生労働省の「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等の諸規定を遵守し、ICT システム上の利用者（患者）等に関する個人情報を適切に管理しなければならない。

6. ICT システムの運用手順

(医療機関及び介護事業所の参加者への ID の発行)

(1) ICT システムを利用する医療機関及び介護事業所は、「神崎市郡在宅医療・介護連携情報共有 ICT システムの利用に係る個人情報の管理に関する誓約書」（様式 1-1 及び 1-2）及び「神崎市郡在宅医療・介護連携情報共有 ICT システム利用登録（ID 発行）申請書」（様式 2-1-1 又は 2-1-2）に必要な事項を記載の上支援センターへ提出するものとする。

(2) 支援センターは、(1) に基づく申請があった場合、記載内容を確認し、株式会社カナミックネットワークに依頼の上、ID の発行を行うものとする。

(医療機関及び介護事業所の参加者の ID の変更・停止)

(3) ICT システムを利用する医療機関及び介護事業所は、「神崎市郡在宅医療・介護連携情報共有 ICT システム利用登録 (ID 発行) 申請書」(様式 2-1-1 又は 2-1-2) の記載内容に変更が生じた場合又は利用を停止する場合は、速やかに「神崎市郡在宅医療・介護連携情報共有 ICT システム利用登録 (ID 発行) 変更・停止申請書」(様式 2-2) に変更内容を記載の上、支援センターへ提出しなければならない。

(4) 支援センターは、(3) に基づく申請があった場合、記載内容に応じ、登録情報の変更や ID の停止の手続きを行うものとする。

(利用者 (患者) からの同意書の提出)

(5) ICT システムの利用を希望する利用者 (患者) は、担当する医師又はケアマネージャー等から「神崎市郡在宅医療・介護連携情報共有 ICT システムに関する説明書」の記載事項について説明を受け、同意する場合は、「神崎市郡在宅医療・介護連携情報共有 ICT システムの利用に関する同意書」(様式 3-1) に所要事項を記載の上、医師又はケアマネージャー等に提出するものとする。

(利用者 (患者) 又はその家族の ICT システムの利用申請)

(6) 利用者 (患者) 又はその家族が、利用者 (患者) 部屋での情報共有に参加することを希望する場合は、「神崎市郡在宅医療・介護連携情報共有 ICT システムの利用に関する同意書」(様式 3-1) と併せて、「神崎市郡在宅医療・介護連携情報共有 ICT システム利用登録申請書」(様式 3-2) に所要事項を記載の上、医師又はケアマネージャー等に提出するものとする。

(利用者 (患者) 部屋の作成及び参加者の招待)

(7) 利用者 (患者) 部屋の作成を希望する医師又はケアマネージャー等は、(5) に基づき、利用者 (患者) からの同意書を取得した上で、「神崎市郡在宅医療・介護連携情報共有 ICT システム新規利用者 (患者) 部屋作成申請書」(様式 4-1) に必要事項を記載の上、支援センターへ提出しなければならない。

(8) 支援センターは、(7) に基づく申請があった場合、記載内容を確認の上、利用者 (患者) 部屋の作成及び参加者の招待を行うものとする。

(利用者(患者)部屋の登録内容の変更)

(9) 医師又はケアマネージャー等は、「神崎市郡在宅医療・介護連携情報共有 ICT システム新規利用者(患者)部屋作成申請書」(様式 4-1)の記載内容に変更があった場合、「神崎市郡在宅医療・介護連携情報共有 ICT システム利用者(患者)部屋変更申請書」(様式 4-2)に変更を記載の上、支援センターへ提出しなければならない。

(10) 支援センターは、(9)に基づく申請があった場合、記載内容を確認の上、利用者(患者)部屋の登録内容の変更を行うものとする。

(利用者(患者)部屋の削除)

(11) (7)の申請を行った医師又はケアマネージャー等は、利用者(患者)部屋の必要がなくなった場合、「神崎市郡在宅医療・介護連携情報共有 ICT システム利用者(患者)部屋削除申請書」(様式 4-3)に所要事項を記載の上、支援センターへ提出しなければならない。

(12) 支援センターは、(11)に基づく申請があった場合、記載内容を確認の上、利用者(患者)部屋の削除を行うものとする。

(利用者(患者)部屋の状況確認)

(13) (1)から(12)までのほか、支援センターは、ICT システムの利用状況について確認するため、必要に応じて、利用者(患者)部屋の登録内容や情報について確認するとともに、利用者(患者)へ連絡を行うことができる。

7. ICT システムの利用に関する ID 等の取扱い

ICT システムの利用に必要となる ID は、医療機関又は介護事業所の参加者ごとに発行することとし、個人情報の適切な管理のため、1つの ID を複数の者が使用してはならない。

8. ICT システムの利用に関する経費負担

株式会社カナミックネットワークとの契約に基づく、ICT システムの利用料は、(一社)神崎市郡医師会が負担することとする。ただし、医療機関、介護事業所、利用者(患者)及びその家族が、利用者(患者)部屋での情報共有に参加する際の、パソコンやタブレット等の末端機器の調達費及びインターネットへの接続に必要な通信費等については、医療機関、介護事業所、利用者(患

者) 及びその家族の自己負担とする。

9. 利用者(患者) 部屋での円滑な情報共有の推進

(1) 利用者(患者) 部屋での情報共有を円滑にするため、6の(7)に基づく申請の際、利用者(患者) 部屋の参加者のうち1名を「利用者部屋世話役」として登録するものとする。

(2) 利用者部屋世話役は、定期的(週1回程度)に利用者(患者) 部屋での情報共有の状況を確認するとともに、ICTシステムの使い方に不慣れな参加者がいる場合の助言や支援センターへの紹介等を行う役割を担うものとする。

10. ICTシステムに接続する末端機器の動作環境

(1) 支援センター並びに医療機関及び介護事業所の参加者がICTシステムへ接続する際には、ウイルスの感染等による個人情報の流出等を防ぐため、業務用パソコンやタブレット等の末端機器から接続することとし、原則として個人が所有する末端機器からの接続は行わないものとする。

(2) ウイルスの感染等による個人情報の流出等を防ぐため、ICTシステムに接続するパソコンやタブレット等の末端機器には、セキュリティソフトのインストールを行うなど、適切なセキュリティ対策を講じなければならない。

(3) ICTシステムに接続する際のパスワードは、定期的(3か月に1度程度)な変更が望ましい。

11. 既にICTシステム(カナミックシステム)を活用している医療機関又は介護事業所への対応

既に、ICTシステム(カナミックシステム)を活用している医療機関又は介護事業所については、引き続き、そのシステムを利用できるものとし、支援センターで管理する利用者(患者) 部屋を利用することも可能とする。

12. 活用されていない利用者(患者) 部屋の削除

一定期間(1年以上)、利用者(患者) 部屋が利用されていない場合、支援センターは、利用者(患者) 部屋作成の申請者(医師又はケアマネージャー等)及び利用者(患者)に確認の上、利用者(患者) 部屋の削除を行うことができ

る。

1 3. ICT システムの利用に関する普及啓発の推進

支援センターは、利用者（患者）部屋での情報共有を円滑に行うため、神崎市及び吉野ヶ里町で実施される「在宅医療・介護連携推進事業」等と連携し、地域内の医療及び介護関係者へ ICT システムの効果的な利用に関する普及啓発や研修会の実施等に努めることとする。

1 4. ICT システムの利用の有効活用の推進

支援センターは、利用者（患者）により質の高い在宅医療・介護サービスを提供し、医療・介護関係者の連携を深めるため、ID を保有する医療機関及び介護事業所に周知の上、医療・介護関係者へ必要な情報提供や、多職種との連携を推進する情報共有に本 ICT システムを活用できるものとする。